

所得税の還付申告はお早めに

- 上尾税務署では1月4日から受け付けています -

年末調整ではできない医療費控除や住宅借入金等特別控除などを税務署に申告することによって、所得税の一部または全部が還付されます。

手続きの際は、給与や年金などの源泉徴収票（原本）や各種控除証明書（原本）などをご用意ください。

医療費控除の申告をする方は、あらかじめ医療費明細書の作成もお願いいたします。

医療費控除

あなたがご自分やご家族同一生計の病気やけがなどにより支払った医療費が一定額を超えたとき（ただし、支払った医療費に対し、健康保険や生命保険などで補てんされた額は除く。）



会社などを中途退職した人
平成21年中に会社などを退職し、年末調整をしていないとき

還付申告の受付

上尾税務署では1月4日から還付申告書の提出ができます。また、町でも下記の日程で受け付けます。
ただし、譲渡所得や贈与税

の申告相談などは、町では受け付けできませんので、上尾税務署へ提出してください。

受付日時

2月4日(木)・2月5日(金)
9時～15時30分

場所

役場3階第1会議室

税務課町民税係内 215

上尾税務署個人課税第一部門
(申告案内窓口) ☎770
1800自動音声案内
(上尾市大字西門前577)

お願い

上尾税務署では、確定申告書等については自分で作成し、郵送等で提出していただく「自書申告」または「電子申告」をお願いしています。

関東信越税理士会からののお知らせ

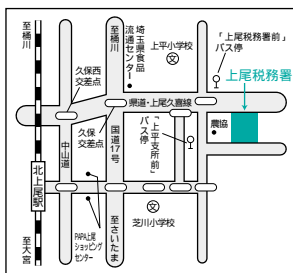


無料申告相談を実施します



上尾税務署からのお知らせ

2月21日・28日の日曜日も確定申告受け付けます



上尾税務署
〒362-8504 上尾市大字西門前577番地
●北上尾駅東口から徒歩約20分
●上尾駅東口から朝日バス「羽貫駅行」「伊奈総合高校行」に乗りし「上平支所前」下車徒歩3分
●上尾駅東口から上尾市内循環バス(ぐるっとくん)に乗りし「上尾税務署前」下車徒歩1分

上尾税務署では、平日(月・金曜日)以外でも、2月21日・2月28日の日曜日に限り、税務署において確定申告の相談・申告書の受付を行います。(現金納付の窓口業務は行いません。)

なお、当日は混雑が予想されますので、あらかじめご了承ください。

駐車場が狭いので、なるべく公共交通機関をご利用ください。

上尾税務署個人課税第一部門(申告案内窓口)
☎770 1800自動音声案内

期日 2月2日(火)～15日(月)
(土・日曜、祝日を除く)

場所 最寄りの各税理士事務所

対象 年金受給者(年金収入が600万円以下) 給与所得者(給与収入600万円以下)

で医療費控除を受けようとする人 平成21年中の退職者 年末調整が済んでいない人

申 電話で関東信越税理士会上尾支部または最寄りの税理士事務所へ(9時30分～16時まで)

関東信越税理士会上尾支部
☎776 8777
FAX 776 8322

償却資産の申告は

2月1日(月)までです

償却資産とは、事業を営む個人(法人)が使用している事業用資産をいいます。

この償却資産は固定資産税の対象となるため、事業主は1月1日に所有する資産の内容を、事業を営んでいる場所の市町村長に申告することになっていきます。アパート経営や農業経営などでも償却資産の申告対象となるものがありますのでご注意ください。

なお、申告等について不明な点がありましたら、税務課固定資産税係(内)2154にお問い合わせください。

申告期限

平成22年2月1日(月)

申告を要する人

償却資産を町内に所有する人、または貸し付けている人。(なお、平成22年1月1日前1年以内に廃業、解散または課税対象資産がなくなった場合でも、整理の都合上、申告書にその旨を記入して提出してください。)

償却資産の種類

(構築物)＝広告塔、看板、門、塀、農林業用構築物、露天式立体駐車場設備、舗装その他土地に定着する土木設備など
(機械および装置)＝コンピュータ、工作機械、揚重機、運搬装置、製造・加工設備、

建設機械など

(車両および運搬具)＝ブルドーザーなど
(工具、器具および備品)＝機、いす、ロッカー、陳列ケース、電動工具、冷暖房機器、測定機器、事務機器、医療機器、きのこ栽培用ほた木、無人駐車管理装置、金型など

申告を要しない資産

耐用年数1年未満または取得価額10万円未満の償却資産で一時に損金算入または必要経費に算入したもの
取得価額が20万円未満の償却資産で一括償却資産として3年均等償却を行っているもの
家庭用に使用される資産
自動車税、または軽自動車税の課税対象である自動車、原付自転車など

土地や家屋の利用方法が変わった方へ



固定資産税は、毎年1月1日時点での土地、家屋の利用状況をもとに算出し、例年現地調査を年末年始に行っています。下記の事項に該当する方は翌年度の税額が変わる可能性がありますので町に連絡をお願いします。

- ・土地の利用を変更した方(駐車場などに利用し始めた等。)
- ・家屋の全部あるいは一部を取り壊した方(家屋を取り壊したが滅失登記をしていないなど、登記が残っていると課税がそのままになってしまうことがあります。)
- ・自宅を店舗や事務所等に変更した方
- ・店舗や事務所等を居住用に変更した方など

税務課固定資産税係(内)2154

償却資産に係る固定資産税電子申告のご案内

町では、平成22年1月からインターネットを利用した電子申告システム(エルトックス「eLTAX」といいます。)で、償却資産の申告ができるようになりました。

なお、利用や申告について詳しくは、町ホームページ(暮らしのガイド「税金」)をご覧ください。

個人住民税の寄附金控除を受ける方へ

個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、寄附金受領証明書などを添付し申告する必要があります。

寄附をした翌年度の住民税から控除されます。(所得税については現年分から控除されます。)

税務課町民税係(内)2152

冬のエコライフ

未来を守る

エコライフ

適温暖房20度



©埼玉県2005

暖房などによりエネルギー使用量が増える冬、県では、温暖化対策キャンペーンを3月21日まで実施しています。冬のライフスタイル
重ね着などをして、暖かく過ごす工夫をし、暖房温度を適温(20度以下)に設定しましょう。

冬のエコライフDAY

「この日は、一日環境によいことをしよう」と決めて、

「エコライフDAY」に挑戦してみませんか。省エネ・省資源の成果をチェックシートで実感していただきます。

自治会、学校、団体、事業所単位で参加できます。チェックシートは、役場、県民活動総合センター役場出張所、ふれあい活動センター、総合センター、図書館で配布します。個人で参加される場合は、チェックシートのほか、埼玉県温暖化対策課のホームページからも参加できます。

http://www.pref.saitama.lg.jp/A09/BE00/ecolife/ecolifeDAY.html

埼玉県環境部温暖化対策課 電話 830 3038